## 学校と教育

## 「新評価制度」を来年4月から! 賃金リンク・内容については、 これから交渉となります!

一昨日12月7日、県教委から「新評価制度案について」組合に説明がありました。人事評価の結果を一時金や昇給に反映していくという制度になります。教育は教師個人の仕事で完結せず、教師間の同僚性によって学校全体で取り組んでいくものであり、評価結果を個人の賃金に反映することに対して高教組は一貫して反対してきました。しかし、昨年地方公務員法が改正され、勤務の能力・業績を賃金に反映しなければならなくなりました。

そこで、夏に行われた組合と県教育長との懇談の中で、中村教育長は、学校に働く教職員が新しい評価制度でやる気を失うことのないよう、評価の公平性・客観性・透明性を担保するものになるよう職員団体や学校現場の声に耳を傾けて制度設計すると私たちに約束しました。この制度案に対する現場のみなさんからのご意見をどしどし寄せていただきたいと思います。この制度に対する**意見募集は12月一杯で〆切り。交渉はこれからです!** 

## 【査定昇給制度(案)の概要】

- 1. 教育職の人事評価は、現行制度をベースとする評価制度。(教諭、実習助手等)
- 2. 教育職の評価期間は、これまで通り5月に目標を立て、2月に評価。
- 3. 行政職等の人事評価は、知事部局で実施している評価制度。(事務、技能職等)
- 4. 行政職の能力評価は、10月1日~翌年9月30日、業績評価は前期・後期の2期。
- 5. 「能力評価」と「業績評価」をおこなう。評価は**あくまでも「絶対評価**」。
- 6. 評価結果を任用や給与等の基礎として活用する。
- 7. 評価の客観性・公平性を図るため、評価者2名の他新たに「調整者」をおく。
- 8. 県立学校は、県教委の教職員課及び学校教育課が「調整者」となる。
- 9. 新たに評価基準を明確化する。(※後日、県教委より再提案の予定。)

様式については、ずいぶん簡素化されましたが、評価結果を任用や給与に反映することは、教職員の協働牲をバラバラにするものであり、到底認められません。

学校現場では「絶対評価」で管理職が評価したとしても、最終的に県教委によって、給与へ反映させるための調整が入り、その時点で「S」や「A」の数が限定され、結果的に「相対評価」される形になることは目に見えています。

公平性・客観性・透明性を担保するとした「評価基準」であっても、最終的に相対評価に落とし込まれるのでは、単なる総人件費抑制の制度にしかなりません。 「新しい人事評価制度(案)」へのご意見を高教組までお寄せください。

## 青森高教組 FAX 速報 2015 年度 NO. 2 2015 年 12 月 9 日

TEL 017-734-7287, FAX 017-775-4221 E-mail aokokyos@olive.ocn.ne.jp URL:http://www.geocities.jp/aokokyoso